



把握している?!自分のクレジットカードのこと

これは、クレジットカード払いでの買い物トラブル相談でよく見かける一場面。

[自分は Visa と契約している?]

相談員「その代金は、どこのカード会社に支払いますか?」

Aさん「Visa です」

実は、これは間違い。Visa や Mastercard 等は、売り手側と買い手側の決済をつなぐ国際ブランド。消費者とは契約しません。正解は、口座からお金を引き落とすカード会社になります。



[カードの締日・支払日は??]

相談員「利用したカードは、毎月何日締めの日払いですか?」

Bさん「いつだろう?いつも口座から引き落とされているからわからない」

クレジットカード会社とは、消費者が利用し、締日までに代金をカード会社が立替払いした分を約定日(=支払日)に消費者がまとめて払う、信用供与契約を結んでいます。消費者には、締日・支払日を把握し、お金を支払う責任と義務があります。

[3年前の不審な請求]

Cさん「最近、久しぶりにカードの利用明細をみたら、覚えのない請求があり、カード会社に返金を断られたんです」

相談員「いつの分ですか?」

Cさん「3年前から3か月間です」

カード会社は、売買契約の当事者ではないので、返金・解約する権限がありません。利用日より一定期間内なら調査協力してもらえる場合もありますが、それ以上は、日々の請求を確認していない消費者の過失もあり、協力が得られなくなります。



トラブルを防ぐためにも、最低でも1か月に一度は利用明細を確認し、カード会社ごとに締日と支払日・支払額を把握しましょう。

(消費生活相談員)

本当にお得？ 注文確定の前に契約内容をしっかり確認

SNS 上に通常約 6 千円のシャンプーが初回 500 円で購入できるとの広告があり、クレジットカード決済で注文した。再度購入しようと思い同じ広告を見たところ、注文を確定する画面の上方に、細かい文字で「5 回継続購入」の記載が一部分だけ見えているのに気付いた。画面をスクロールしなければ全体が表示されず、前は気が付かなかった。事業者に解約したいと伝えたが「5 回継続購入の条件は明記されている」と言われ断られた。(60 歳代 男性)

【アドバイス】

- ネット通販の注文画面では「初回限定」などとお得感を強調した表示に比べ、購入条件が小さく表示されていたり、気付きにくい場所に表示されていたりして、分かりづらいことがあります。画面の隅々まで見るなど注意が必要です。
- 注文を確定する前に、定期購入が条件になっていないかを確認し、定期購入が条件の場合、継続期間や支払うことになる総額など契約内容もしっかり確認しましょう。
- 特定商取引法が改正され、事業者は最終確認画面で、注文内容を明確に表示しなければならなくなりました。誤認させる表示により消費者が申し込みをした場合は、契約を取り消せる可能性があります。(国民生活センター 見守り新鮮情報より)



点検中に屋根を壊された？ 点検商法に注意

近所で工事しているという事業者が来訪し「お家の屋根がめくれているのが見えた。屋根に登って点検する」と言うので依頼した。点検後、屋根が浮いている写真を見せられ、そのまましておけないと思い、約 30 万円の修理を契約した。その後、家族の勧めでハウスメーカーに確認してもらおうと「釘を引き抜いたような新しい傷がある」と言われた。(60 歳代 女性)

【アドバイス】

- 突然訪問してきた事業者に安易に点検させないようにしましょう。点検箇所をわざと壊して撮影し勧誘するなど、悪質なケースもみられます。
- 点検後に修理を勧められてもその場で契約しないようにしましょう。別の専門家に確認を依頼したり、複数の事業者から見積もりを取ったりするとよいでしょう。
- 家族や周囲の人は、不審な人物が来ていないか、見慣れない書面がないかなど、高齢者の様子に気を配りましょう。
- 工事終了後でも、クーリング・オフできる場合があります。困ったときは、消費生活センター等にご相談ください。(国民生活センター 見守り新鮮情報より)



クーリング・オフなど契約に関する相談は・・・

稲城市消費生活センター

相談電話 042-378-3738

月～金曜日(年末年始・祝日除く)

午前9時30分～正午、

午後1時～3時30分

